平成２３年（フ）第２８６１号
横浜市青葉区市ヶ尾町509番地８　ハイツ松村103
債務者　齋藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８８８号
横浜市旭区白根４丁目26番Ｋ５―518号
債務者　三井　宣幸
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８６号
東京都立川市一番町４丁目19番地の１サンビルディング山本302
債務者　田村　盛基
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４４７号
東京都立川市錦町６丁目２番５号コーポ立川錦町305号
債務者　齋藤　　登
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１３号
川崎市高津区子母口508番地１　リバーサイド508―204
債務者　竹田はるか（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
川崎市川崎区昭和２丁目８番19―203号　フォルゴーレ・サクライ
債務者　柴田　真紀
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２３号
川崎市中原区木月１丁目13番１号、前住所宮崎県都城市高城町有水754番地５
債務者　内村　　香
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
川崎市中原区宮内３丁目13番33号　大場ハイツＡ―101、前住所石川県輪島市大野町城兼84番地２　市営・５―31
債務者　井戸田浩美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
川崎市中原区木月４丁目６番１号　佐藤ビル305、前住所川崎市中原区木月４丁目20番11号　ハイツロワール102
債務者　河野奈津子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
川崎市多摩区東三田２丁目14番26―701号
債務者　長谷川太郎
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
川崎市多摩区東三田２丁目14番26―701号
債務者　長谷川しげみ
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
川崎市麻生区岡上731番地10　グーズベリー202、前住所静岡県駿東郡小山町菅沼737番地８
債務者　鈴木　彰人（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５２号
川崎市多摩区長尾２丁目３番５号　清水方
債務者　大黒　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
川崎市幸区大宮町28番地８　市営住宅201、住民票上の住所川崎市幸区大宮町14番地３　フォレストマインズ502
債務者　榎本智代子（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８４号
川崎市幸区下平間330番地１　モガハウス303
債務者　常盤　良一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係